地域基幹産業人材確保支援事業費補助金事務取扱要領

1　趣旨

この要領は、地域基幹産業人材確保支援事業費補助金交付要綱（平成27年３月13日制定。以下「要綱」という。）に基づき交付する補助金について、補助金の交付等に関する細則を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

2　定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）　水産加工事業者　水産物を原料とする食料品製造業を営む個人若しくは法人、水産加工業協同組合又は水産物を原料とする食料品製造業を営む個人若しくは法人のみで構成される事業協同組合をいう。

（2）　沿岸市町村　宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町をいう。

（3）　宿舎　新規雇用者を居住させるための居住用の家屋及び家屋の部分をいう。

3　補助要件

要綱第１の知事があらかじめ定める要件は、次のとおりとする。

（1）　宿舎の確保及び女性が働きやすい職場環境整備を対象とした岩手県が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。

（2）　補助金の交付を申請する過去３年間に補助金の不正受給を行ったことがないこと。

（3）　国税、県税及び市町村税に滞納がないこと。

（4）　役員等（事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないと認められること又は暴力団（同法同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有していないと認められること。

（5）　職場環境改善事業においては、交付申請時点で女性従業員（非正規雇用及び外国人技能実習生を含む。）を２名以上雇用し、かつ、いわて女性活躍企業等認定制度要綱（平成29年10月１日制定）第４に掲げる「いわて女性活躍認定企業（ステップ１）」若しくは「いわて女性活躍認定企業（ステップ２）」の認定又は「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度要綱（平成19年８月20日制定）第６条に掲げる「いわて子育てにやさしい企業等」の認証を受けているもの。

4　宿舎の利用

要綱別表第１の１に掲げる宿舎整備事業により整備する宿舎については、あらかじめ次の各号のいずれかの類型により整備し、利用するものとする。

（1）単独利用

水産加工事業者が、自ら宿舎を整備し、その宿舎を単独利用するもの。

（2）共同利用

水産加工事業者が整備する宿舎を、複数の水産加工事業者により共同利用するもの。

5　雇用要件

要綱別表１の新規雇用者は、次のいずれにも該当する者とする。

（1）　補助金の交付を受けようとする年度の４月１日以降に雇用期間を開始する者。

（2）　雇用に伴い岩手県内の事業所に勤務する者。

6　備品購入要件

要綱別表１の備品は、次のいずれにも該当するものとする。

（1）　専ら女性が使用するものとし、明確に女性専用であることがわかるもの。

（2）　原則として必要最小限の人数分であること。

（3）　助成事業を完了した年度の翌年度から起算して５年を経過する日まで移転しないこと。

7　事前協議

（1）　補助金を受けようとする水産加工事業者は、あらかじめ事業計画書を市町村に提出するものとする。

（2）　市町村は、(1)の事業計画を承認し補助金の内示をしようとする場合には、あらかじめ事業計画協議書（様式第１号）により県に協議するものとする。

（3）　県は、(2)の協議を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の内示（様式第２号）を行う。

8　事前着手

（1）　水産加工事業者は、７（2）の内示を受けた場合において補助金交付決定（契約）前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ市町村の承認を受けるものとする。

（2）　市町村は、(1)の承認をしようとする場合には、あらかじめ事前着手承認協議書（様式第３号）により県に協議するものとする。

（3）　県は、(2)の協議を受けた場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、事前着手承認通知書（様式第４号）により当該市町村に通知するものとする。

9　水産加工事業者の補助金交付申請

（1）　補助金を受けようとする水産加工事業者は、７(2)の内示に基づき市町村に対し補助金の交付を申請するものとする。

（2）　要綱別表第１に掲げる宿舎の新築、増築又は新築の宿舎の購入（以下この項において「新築等」という。）及び宿舎の改修又は中古の宿舎の購入（以下この項において「改修等」という。）を併せて行う場合の補助金額は、新築等及び改修等それぞれ算出した額を合算するものとし、当該合算した額が2,000万円を超える場合の補助金交付申請額は2,000万円として申請するものとする。

（3）　４（2）に基づき宿舎を共同利用しようとする場合には、あらかじめ補助金交付申請をする水産加工事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、その代表事業者は、宿舎を共同利用しようとする全ての水産加工事業者（以下「共同利用事業者」という。）と宿舎の利用に関する契約等を締結したうえで、補助金の交付を申請するものとする。なお、利用契約等の締結にあたっては、代表事業者名、共同利用事業者名、宿舎の設置場所、宿舎の管理及び利用に関する取り決め、水産加工事業者毎の利用定員数、宿舎建設費の負担、契約等の有効期間、契約等締結年月日等を書面に明記し、関係する代表事業者及び共同利用事業者の代表者全員が記名押印するものとする。

10　市町村の補助金交付申請

市町村は、９により水産加工事業者から補助金交付申請書を受理したときは、その申請を受理した日から 30 日以内に、県に対して補助金の交付申請をすることができる。

11　市町村に対する補助金の交付決定

県は、10 により市町村から補助金交付申請書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

12　補助金交付決定の取消し

（1）　市町村は、補助対象事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

ア　３(1)から(5)までに規定する要件を欠くに至ったとき

イ　この要領又は市町村が定める規定に違反する行為があったとき

ウ　偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき

（2）　県は、補助対象事業者に関して(1)に掲げる事実があると認めるときは、市町村に対して、当該市町村が行った補助金の交付の決定の取消しを求めることができるものとする。

（3）　市町村は、(1)により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかに県に報告するものとする。

（4）　県は、(3)による報告を受けたときは、補助金の交付の決定を変更し、又は取り消すものとする。

13　事業の内容の変更等

（1）　補助対象事業者が事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村の定めるところにより、あらかじめ市町村の承認を受けるものとする。

（2）　変更しようとする事業の内容が事業費の 20 パーセント以内の増減であるものについては､変更の承認を要しないものとする。

14　指示事項の遵守

（1）　補助対象事業者は、市町村が事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

（2）　補助金の交付を受けようとする市町村は、県が水産加工事業者の事業報告を求めるなど補助金の交付に関し必要な指示をした場合は、これに従わなければならない。

15　提出書類

要綱別表第２の知事が必要と認める書類及び提出期日は、次のとおりとする。

区　分	提　出　書　類	様　式	提出部数	提出期日
宿舎整備事業	（１）　補助金交付申請時 ア　事業費内訳書 イ　補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（設計図書、見積書等の写し） ウ　宿舎の位置図 エ　宿舎の写真（改修又は購入の場合） オ　その他参考となる資料 カ　９（３）に該当する場合は、利用契約書等の写し	 第５号 任　意	 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部	 要領 10 のとおり
	（２）　変更（中止、廃止）承認申請時 ア　変更（中止、廃止）の理由書 イ　（１）の提出書類中変更に係るもの（中止、廃止の場合は不要）	 任　意	 1　部 1　部	 要綱別表第２のとおり
	（３）　補助金請求時 ア　事業費内訳書 イ　事業者への補助金の交付を証明する書類 ウ　契約書（建物工事請負、建物売買等）の写し エ　支払完了を証する書類の写し オ　宿舎の平面図 カ　宿舎の写真 キ　宿舎の取得を証する書類の写し ク　その他参考となる資料	 第５号 任　意	 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部	 事業完了後 30 日以内又は交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
職場環境改善事業	（１）　補助金交付申請時 ア　事業費内訳書 イ　補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（設計図書、見積書等の写し） ウ　事業所の位置図 エ　事業所の写真（工事を行う場合） オ　３（５）に規定する制度の認定又は認証状況を証する書類（認定書又は認証書の写し） ※　認定又は認証申請中の場合、申請書写しを提出し、認定又は認証後速やかに認定書又は認証書の写しを別途提出する。 カ　その他参考となる資料	 第６号	 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部	 要領 10 のとおり
	（２）　変更（中止、廃止）承認申請時 ア　変更（中止、廃止）の理由書 イ　（１）の提出書類中変更に係るもの（中止、廃止の場合は不要）	 任　意	 1　部 1　部	 要綱別表第２のとおり
	（３）　補助金請求時 ア　事業費内訳書 イ　事業者への補助金の交付を証明する書類 ウ　契約書（建物工事請負、請求書等）の写し エ　支払完了を証する書類（領収書、金融機関利用明細書等）の写し オ　事業実施箇所の平面図 カ　事業所、購入備品の写真 キ　その他参考となる資料	 第６号 任　意	 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部 1　部	 事業完了後 30 日以内又は交付の決定を受けた年度の 3 月 31 日のいずれか早い日

16　委任

この要領に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要領は、平成27年３月13日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年５月25日から施行する。

附　則

この要領は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（７（２）関係）

第　　　　号
年　　月　　日

岩手県復興防災部復興くらし再建課総括課長　様

市町村事務担当課長　　印

事業計画協議書

地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、下記の水産加工事業者から事業計画書の提出があったので、地域基幹産業人材確保支援事業費補助金事務取扱要領７（２）の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて協議します。

記

１　水産加工事業者名
２　補助金交付申請予定額　金　　　　　　　　　円
３　事業計画書（補助金交付要綱様式第２号）
４　事業内訳書（様式第５号又は第６号）
５　水産加工事業者から提出された事業計画書の写し

（A４）

様式第２号（７（３）関係）

第　　　　号
年　　月　　日

市町村事務担当課長　様

岩手県復興防災部復興くらし再建課総括課長　印

地域基幹産業人材確保支援事業費補助金の内示について

地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、次の通り内示します。

なお、補助金交付申請書の提出期限を　　年　　月　　日と定めたので、適切に処理するようお願いします。

記

市町村補助事業				県補助金内示額
補助事業を行う事業者	区分	補助事業に要する経費	市町村補助予定額 (県補助対象事業費)	

（A４）

様式第３号（８（２）関係）

第　　　　号
年　　月　　日

岩手県知事　　　　　　　　　様

市町村長　氏　　　　　　名　印

事前着手承認協議書

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で内示を受けた地域基幹産業人材確保支援事業費補助金について、下記の水産加工事業者から事業の事前着手の承認の申請があったので、地域基幹産業人材確保支援事業費補助金事務取扱要領８（２）の規定に基づき、下記により協議します。

記

１　事業名
２　水産加工事業者　　　所在地
　　　　　　　　　　　　名　称
３　事業の実施場所　　　所在地
　　　　　　　　　　　　名　称
４　事業費
５　着手予定年月日
６　完了予定年月日
７　事前着手を必要とする理由

（A４）

様式第４号（８（３）関係）

第　　　　号
年　　月　　日

市町村長　　　　　　　　　様

岩手県知事

事前着手承認通知書

　　　年　　月　　日付け　　第　　号で協議のあった事前着手については承認したので、地域基幹産業人材確保支援事業費補助金事務取扱要領８（３）の規定により通知します。

（A４）

宿舎整備事業

様式第５号（15 関係）

事業費内訳書

1　水産加工事業者の概要

補助対象事業者(※1)	事業者名称	
	住所、氏名 及び代表者名	
	業種及び 主な製造品目	
	資本金	
共同利用事業者(※2)	事業者名称	
	住所、氏名 及び代表者名	
	業種及び 主な製造品目	
	資本金	

2　宿舎確保事業の内容

事業の種別	宿舎整備事業（□　単独利用　　□共同利用） （整備棟数：　　　　）
宿舎の所在地	
事業期間	
新規雇用者数(※2)	

3　宿舎の確保に要する経費

区分	費目	金額（円）	備考
補助対象 事業費			
	小計		
補助対象外 事業費			
	小計		
総事業費			

4　市町村補助金額

区分	金額（円）	備考
総事業費　(A)		
補助対象事業費　(B)		
補助率　(C)		
補助限度額　(D)		
市町村補助金額		

注　水産加工事業者から提出のあった申請書や報告書等の写しを添付すること。

※1　複数の水産加工事業者により宿舎を共同整備する場合の代表事業者については、この欄に記載すること。

※2　共同利用事業者毎に必要事項を記載すること（欄が不足する場合は別紙記載を可とする。）

職場環境改善事業

様式第６号（15 関係）

事業費内訳書

1　水産加工事業者の概要

事業者名称	
住所、氏名 及び代表者名	
業種及び 主な製造品目	
資本金	

2　職場環境整備事業の内容

事業の実施場所	
事業期間	
女性労働者数	正　規　　　　　　名 パート等　　　　　名

3　職場環境の整備に要する経費（※）

区分	費目	金額（円）	備考
補助対象 事業費			
	小計		
補助対象外 事業費			
	小計		
総事業費			

4　市町村補助金額

区分	金額（円）	備考
総事業費　(A)		
補助対象事業費　(B)		
補助率　(C)		
補助限度額　(D)		
市町村補助金額		

注　水産加工事業者から提出のあった申請書や報告書等の写しを添付すること。

※　欄内に書ききれない場合は別紙として内訳を添付すること。